

令和8年度 単独第1号 西遠浄化センター外
2施設第3期改築計画検証業務

仕様書

浜松市

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道））又は技術士（上下水道部門）とする。
- 4 本業務の実施にあたっては、浜松市上下水道部建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条3項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

共通仕様書第1103条に規定する「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道））又は技術士（上下水道部門）とする

特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度 単独第1号 西遠浄化センター外2施設第3期改築計画検証業務」に適用するものとし、本書に記載されていない事項は浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書による。

2 業務目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業者が実施した点検・調査の結果、診断・対策の必要性の検討結果、改築優先順位の検討結果、改築範囲の検討結果、長寿命化対策検討対象設備の選定結果、改築方法の検討結果を踏まえ、改築実施時期と概算事業費の検討、修繕・改築計画の取りまとめを行うことを目的とする。

3 対象施設

対象施設については、下表のとおりとする。

(1) 分流式汚水中継ポンプ場

(1) 名称	浜名中継ポンプ場	阿蔵中継ポンプ場	
(2) 位置	浜松市中央区小沢渡町	浜松市天竜区二俣町阿蔵	
(3) 下水排除方式	・分流式	・分流式	
(4) 能力	計画時間最大汚水量	1.153m ³ /秒	0.089m ³ /秒
	既設能力	1.433m ³ /秒	0.117m ³ /秒
(5) 供用開始年月	平成9年2月	平成13年11月	

ポンプ場施設の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」の欄に○印を付ける

施設名	土木	建築	機械	電気
流入きよ				
沈砂池・ポンプ室	○※		○	○
ポンプ室				
流出きよ				
吐口				

※土木施設の対象は内部防食のみとする。

(2) 終末処理場

(1) 名 称	西遠浄化センター	
(2) 位 置	浜松市中央区松島町	
(3) 下水排除方式	・分流式	
(4) 処理 方式	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	分離濃縮-機械脱水-償却
(5) 能力 (m ³ /	計画 1 日最大処理水量	250,000m ³ /日
	既設能力 水処理	200,000m ³ /日
(6) 供用開始年月	昭和 61 年 10 月	
(7) 焼却炉 (溶融炉) の有・無	有	
(8) コンポスト化施設の有・無	無	

終末処理場施設の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」の欄に○印を付ける

施設名	土木	建築	機械	電気
流入きよ				
沈砂池・ポンプ室	○※		○	○
ポンプ室				
沈砂池				
導水きよ	○※		○	○
汚水調整池				
プレアレーションタンク				
最初沈殿池	○※		○	○
反応タンク	○※		○	○
酸素発生装置				
最終沈殿池	○※		○	○
急速ろ過施設				
塩素消毒施設	○※		○	○
放流きよ				
吐口				
汚泥濃縮 (重力式)				
汚泥濃縮 (機械式)				
汚泥洗浄タンク				
汚泥消化タンク				

ガスブロワ室				
ボイラー室				
管理棟				
自家発電機室				
汚泥処理棟			○	
処理水再利用施設				
送風機室				
汚泥焼却炉			○	
汚泥コンポスト化施設				
独立管廊				

※土木施設の対象は内部防食のみとする。

5 提出書類

(1) 着手届の提出

共通仕様書第7条のとおりとする。

(2) 業務計画書の提出

業務を施行しようとするときは、あらかじめ業務計画書を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。業務計画書の内容には従事者数、職務分担表及び工程表を含むものとする。

(3) 業務責任者の届け出

業務の施行にあたり、共通仕様書第7条第3項に記載の経歴書の添付とともに委託者に業務責任者として管理技術者及び照査技術者を届け出なければならない。

(4) 業務完了報告書の提出

業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を成果品とともに委託者に提出しなければならない。

6 業務内容

6.1 施設情報の収集・整理

対象施設の改築実施時期と概算事業費の検討、修繕・改築計画の取りまとめを行うために、以下の情報を収集・整理する。

(1) 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画，事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画，浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

(2) 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
 - ② 設置年度及び設置価格
 - ③ 所在地
 - ④ 形状寸法，形式，能力，容量，仕様等
- (3) 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業者が実施した情報の収集・整理
- ① 点検・調査の結果
 - ② 診断・対策の必要性の検討結果
 - ③ 改築優先順位の検討結果
 - ④ 改築範囲の検討結果
 - ⑤ 長寿命化対策検討対象設備の選定結果
 - ⑥ 改築方法の検討結果

6.2 修繕・改築計画の策定

修繕・改築計画では、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業者が実施した点検・調査の結果、診断・対策の必要性の検討結果、改築優先順位の検討結果、改築範囲の検討結果、長寿命化対策検討対象設備の選定結果、改築方法の検討結果を踏まえ、改築実施時期と概算事業費の検討、修繕・改築計画の取りまとめを行う。

(1) 改築実施時期と概算費用の検討

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業者が実施した点検・調査の結果、診断・対策の必要性の検討結果、改築優先順位の検討結果、改築範囲の検討結果、長寿命化対策検討対象設備の選定結果、改築方法の検討結果及び関連計画との調整を踏まえ、改築実施時期と概算事業費の検討を行う。

(2) 修繕・改築計画のとりまとめ

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業者が実施した点検・調査の結果、診断・対策の必要性の検討結果、改築優先順位の検討結果、改築範囲の検討結果、長寿命化対策検討対象設備の選定結果、改築方法の検討結果及び(1)の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

6.3 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。

7 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りが無いように努めること。

8 設計協議

本業務における打ち合わせ協議については、3回程度を行うものとする。

初回(1回)：作業着手前

中間(1回)：改築計画策定時

最終(1回)：報告書とりまとめ時

9 成果品

本業務の成果品は電子納品の対象外とし、紙媒体およびその内容を保存した CD-R 等による提出とする。提出物と部数は下記のとおりとする。提出の詳細については、別途協議とする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 報告書 | A 4 版・ 2 部 |
| ・ 報告書概要版説明資料 | A 4 版・ 2 部 |
| ・ 打合せ議事録 | A 4 版・ 2 部 |
| ・ 上記図書の電子データ | CD-R 又は DVD-R・ 一式 |
| ・ その他参考資料 | 資料一式 |